

令和7年（ワ）第11325号 損害賠償請求事件（本訴）

令和7年（ワ）第14760号 損害賠償請求事件（反訴）

本訴原告（反訴被告） 福永活也

本訴被告（反訴原告） 郷原信郎

準備書面（2）

令和7年7月6日

東京地方裁判所民事第14部ろD係 御中

本訴被告・反訴原告 郷 原 信 郎



本訴被告・反訴原告訴訟代理人弁護士 石 森 雄 一 郎



同 訴訟代理人弁護士 山 内 順



代

内容

第 1	本訴原告（反訴被告）の主張に対する反論	3
1	「第 1.1」について	3
2	「第 1.3」及び「第 1.4」について	7
3	「第 1.6」及び「第 1.9」について	8
	（1）刑事告発に関連する表現を非難する原告の主張	8
	（2）刑事告発に関連する被告の発信	9
	（3）TBS 報道特集による事件の検証	13
	（4）刑事告発に関する被告の発信の正当性	16
	（5）本件告発に関する原告の言動が不当極まりないものであること	17
4	「第 1.7」について	18
5	「第 2」について	19
第 2	訴訟提起自体が不法行為となる事案の参考判例と本事案の考察	19
1	事案と判決内容（乙 13）	19
2	本件地裁判例を踏まえた本事案の考察	21

第1 本訴原告（反訴被告）の主張に対する反論

本訴原告（反訴被告、以下「原告」）は、令和7年6月29日付準備書面2において縷々述べているが、いずれも本訴被告（反訴原告、以下「被告」）の準備書面（1）の主張に対する反論になり得ないものである。そのことについて、本書面では、以下に指摘し、本件についての被告の主張の締めくくりとしたい。

1 「第1.1」について

（1）原告は、訴状では、

「原告が実際には一切発言していないにもかかわらず、『発言した』という虚偽の事実を摘示した」

と述べて、被告が「発言の捏造」をしたかのように主張していたのに、準備書面1では

「実際に発言した内容を被告が要約または改変し、元の趣旨とは異なる内容として摘示した」「原告が発言したとは評価のできない虚偽の内容である」

などと述べて、被告が原告の発言を「歪曲」したかのように主張しており、「原告の主張には変遷がある」と指摘しているものである。

原告の訴状において、「要約」「改変」「評価」という言葉を全く用いていないことからしても、原告の当初の主張が、準備書面1以降の主張とは異なり、名誉毀損発言の「捏造」の不法行為を主張する趣旨であったことは明らかである（後述するとおり、唯一復元されたX投稿で、原告は被告に対して、「勝手に僕の発言内容をでっち上げて」などと述べて、「発言の捏造」を行ったと非難している。）。

（2）原告は、上記のとおり準備書面2「第1.1」では、

「何度もそのような発言はしていないとX上で指摘してきた」

と述べていながら、同準備書面の「第1.6」においては、

「実際、原告は、以前から要約ポストは元発言とは法的に異なる評価をもたらすものであり、むしろ原告の名誉権侵害になることを指摘し、被告に対して、Xでの抗議を繰り返しており、最近になって急にこの点を問題にし出したわけではない。」

などと述べており、「要約ポストは元発言とは法的に異なる評価をもたらす」とのX投稿を繰り返していたかのように主張している。この点に関して、既に述べたように、原告は、「そのような発言はしていないとX上で指摘してきた」とするX投稿を含む当時のX投稿を本年3月頃にすべて削除しているのであり、実際のX投稿の内容のほとんどが現在は確認できない。

原告は、訴状では、「そのような発言は一切していない」と主張していたのに、被告が答弁書で、YouTube ライブでの「元発言」を指摘し「発言の捏造」を否定するや、準備書面1以降では、「原告が発言したとは評価のできない虚偽の内容」の投稿であるかのように主張を変更し、準備書面2の途中からは、X上で被告に対して行っていた指摘の内容についても、自らの主張の変更と整合する内容であったかのように主張している。

原告がX上で「そのような発言はしていない」という趣旨の投稿を行って被告に回答を求めていることは認識していた。しかし、被告は、YouTube ライブの中で原告が「本件投稿①部分及び本件投稿②部分」と同趣旨の発言をしていたことについて確かな記憶があり、原告がそのような発言していないなどということはありませんとの確信があったので、全く取り合わなかったものである。

この時点で、もし、原告が、「本件投稿①部分及び本件投稿②部分」に関連する発言を提示し、「元の発言とは同一性が認められな

い要約をしている」などとX上で指摘していたとすれば、被告も、そのような指摘に反応し、元発言との比較を行って自らの見解を述べていた可能性もある。原告のX投稿が、「そのような発言はしていない」として被告のX投稿を問題にすることの繰り返しであったことは明らかである（被告代理人において1点だけ原告が削除したX投稿を復元できたのが令和7年1月1日のX投稿であり、そこでは「いまだに弁明もらってないですが、いつ僕が①②の発言をしたんですか。勝手に僕の発言内容をでっち上げて、」（乙10）などと述べている。）。

原告は、当時のX投稿を削除し、内容を確認できない状態にしておきながら、一方で、本訴訟においては、その削除した投稿を自らに都合のよい内容であったかのように改変して主張しているのである。このような原告の姿勢は看過できないものである。

（3）原告は、「元発言を認識せずに提訴をしたと思い込んでいるが、全くそんなことはなく、当然認識した上で提訴している。」と述べて、「本件投稿①部分及び本件投稿②部分」に対応するYouTubeライブでの発言（準備書面(1)第2.3(2)ア、4(1))の内容を確認し、認識した上で提訴したかのように述べている。

しかし、上記のような原告の姿勢からすれば、この点の真偽も不明と言わざるを得ない。上記のとおり、原告がX上で「そのような発言していない」と繰り返し述べて弁明を求めていたのに、被告が全く取り合わなかったことから、「本件投稿①部分及び本件投稿②部分」について、被告が「そのような発言がなかったことを事実上認めている」、すなわち「発言の捏造」を自認していると勝手に思い込み、YouTubeライブでの自己の発言内容を確認することなく提訴に至った可能性も十分に考えられる。そうであったとすると、原

告の提訴は、あまりに軽率であり、杜撰極まりないものと言わざるを得ない。

他方、原告が主張するとおり、元発言について「当然認識した上で提訴している。」ということであったとすると、原告が、訴状（４頁）において、本件 X 投稿で言うところの原告の発言が、同投稿の前夜に行われた「友人とのライブ」中のものであったことを特定していながら、その YouTube ライブの動画も、その起こしも証拠提出することなく、「本件投稿①部分及び本件投稿②部分」について「原告はこのような発言は一切していない」と主張したことになる。

被告は、本訴提起を受けて、原告の膨大な数の YouTube 動画の中から、本件 YouTube ライブの動画を探し出し、２時間 50 分にも及ぶ動画の中から「本件投稿①部分及び本件投稿②部分」と同趣旨の部分を特定して答弁書で指摘し、反論したものであるが、一般的には、多忙な当事者であれば、このような対応を行うことは容易ではない。

もし、被告側が、そのような作業を行う余裕がなく、原告の「一切発言していない」との主張に具体的に反論できなかった場合、裁判所は、原告の主張どおり、「発言していないのに発言したかのように事実摘示した」との主張を認めることになった可能性がある。

原告の本訴提起は、元発言の内容を確認認識していなかったとすれば杜撰極まりない提訴であり、その内容を認識しつつ、敢えて、その事実を秘匿して提訴したとすれば、相手方当事者や裁判所を欺罔する不当な提訴であり、到底許されるものではない。これらは、本件提訴の違法性の判断において十分に考慮されるべきである。

なお、後述するとおり、原告は、直近のニコ生ライブで、本訴提

起時に、YouTube ライブの動画も起こしも証拠提出しなかったことについて、「めんどくさいから出さなかった」「似たようなことをしゃべっていることは、もちろん知っていて」などと述べている（乙 14）。その発言の真偽は不明であるが、いずれにしても、訴訟提起の姿勢として極めて不誠実であることは明らかである。

2 「第 1.3」及び「第 1.4」について

（１）原告は、「本件投稿①部分及び本件投稿②部分」が実際の YouTube ライブ発言とは趣旨が異なっているとして、自身の発言の意図・趣旨を縷々述べているが、被告としては、実際に長時間にわたる YouTube ライブの大部分を視聴し、「本件投稿①部分及び本件投稿②部分」の趣旨の発言があったと受け止め、同日のリハックでの対談に当たって、被告が行った告発の目的やその結果、マスコミとの関係について原告には重大な誤解があると思えたことから、その誤解を対談前に解消する必要があると考えて、急遽、それらの点について解説する長文の X 投稿を行ったものである。

（２）問題は、原告のライブ発言の該当部分が、視聴した一般人にどのような趣旨と理解されるか、その趣旨についての被告が行った要約が、通常人の認識、受け止めに沿う合理的なものかどうかであって、準備書面(1)で述べたように、前後の発言も含めれば YouTube ライブ発言が「本件投稿①部分及び本件投稿②部分」と同趣旨と受け止められる内容であることに疑いの余地はない。

原告が説明する「発言の意図」が、その説明のとおりであるかも甚だ疑問であるが、いずれにしても、発言についての内心の意図が問題となるものではなく、原告が、YouTube ライブでの発言について内心の意図や趣旨について縷々述べていることは、被告の本件

投稿の違法性の評価に影響するものではない。

3 「第1.6」及び「第1.9」について

(1) 刑事告発に関連する表現を非難する原告の主張

ア 原告は、これまでの書面で、「被告は、斎藤知事らを告発しただけでなく、犯罪者扱いしている」などと随所で繰り返し述べていたが、準備書面2でも、

「被告の刑事告発は当初から憶測と過程（「仮定」の間違いと思われる。）に基づく出鱈目なもので、構成要件該当事実を充足する合理的かつ客観的根拠はどこにもなかった」（9頁）

「斎藤知事らに対する刑事告発については、被告が単に刑事告発をするのみならず、買収罪が成立することは明らかとまで名言（「明言」の間違いと思われる。）していることから、それにもかかわらず起訴されなければ、被告は見通しの悪い無能な弁護士であるとの社会的評価を受ける可能性はある」（11頁）

などと述べ、「（起訴されなかった場合に）被告の社会的評価が低下するとすれば、刑事告発に伴って行った表現行為のせいである」（第3.9）などと述べている。

イ つまり、原告は、被告が十分な嫌疑に基づかずに刑事告発を行い、それに関連して犯罪の嫌疑が十分であるかのように発信したと決めつけ、告発事件が不起訴となった場合には、被告の社会的評価を低下するかのよう述べている。

ウ 原告にとっては、本訴が不当提訴だとして反訴されたことに対して、自らの提訴を正当化する「唯一の理屈」が、「刑事告発に伴う表現行為が、被告発人を犯罪者扱いするもので不当だ」と

ということのようである。

そのような原告の主張が、全く的外れの「言いがかり」であることについて、被告が行った刑事告発に根拠、告発事件のその後の経過、告発の意義等について説明する。

(2) 刑事告発に関連する被告の発信

ア 被告は、令和6年12月2日神戸学院大学上脇教授とともに、神戸地検と兵庫県警に対して、斎藤知事とメルチュ社の代表取締役折田楓氏を被告発人とする公選法違反の告発状を提出し、同月16日、この種事案としては異例の早さで、告発状が受理され、翌7年2月7日には、メルチュ社側に搜索差押の強制捜査が行われたと報じられた。同6月20日には、兵庫県警が捜査結果についての書類・証拠物等を神戸地検に送付し、現在、神戸地検で、詰めの捜査と刑事処分に向けての検討が行われている。

イ 当初、告発状提出の時点で、公選法違反の嫌疑の根拠としたのは、

- ① 11月20日に、メルチュ社の代表取締役折田楓氏が、インターネットのブログサイト note に行った投稿の内容によれば、折田氏はメルチュ社の社長として、同社の社員とともに、斎藤氏の知事選挙においてSNS広報戦略を全面的に任せられてその運用を行ったものと認められること
- ② 折田氏の note 記事の信用性が、投稿前後に斎藤氏の選対の主要メンバーであった森けんと氏、高見千咲氏らのX投稿によって裏付けられていること
- ③ 11月27日兵庫県知事定例会見において斎藤氏に代わって

行われた斎藤氏の代理人の奥見司弁護士がメルチュ社に対する71万5000円の支払を認めた上で行った「メルチュ社にはポスター制作等を依頼しただけでSNS運用を任せておらず、折田氏は斎藤氏のメルチュ社訪問後、個人のボランティアとして選挙に関わっていたとする説明」が不合理であり信用できないこと

の3点であった。

ウ 告発状提出についてオンライン会見を行って公表し、告発状をネット公開したところ、告発人の被告の下に兵庫県民から様々な資料、情報が提供された。上記①について、折田氏が単なる一ボランティアではなくSNS運用を主体的に行っていたことを示す折田氏のネット上の発言内容等が提供され、上記②の森氏、高見氏のXでの投稿や他のSNSでの発言等についても多くの情報提供が行われ、それらによってnote記事の信用性が一層強く裏付けられた。

エ また、斎藤氏の代理人の奥見弁護士は、9月29日に斎藤氏がメルチュ社の事務所を訪問して以降、折田氏は個人としてボランティアで選挙運動を行っていたこと、すなわち、同日以降、折田氏が「選挙運動者」であったことを認めているが、

《選挙運動者（選挙民に対し直接に投票を勧誘する行為又は自らの判断に基づいて積極的に投票を得又は得させるために直接、間接に必要、有利なことをするような行為を行う者）や労務者（上記括弧内の行為を行うことなく、専らそれ以外の労務に従事する者）というのは一種の人的属性であるから、選挙カーの運転行為のみを行う者が労務者であるからといって、選挙運動者が選挙運動と併せて選挙カーの運転等の労

務者のなし得る行為をした場合に労務者となり、報酬の支給ができるものと解することはできない。》

との裁判例に照らせば、折田氏がメルチュ社の社長として行った「ポスター・チラシのデザイン、スライド制作等」が、仮に「機械的労務」であったとしても、それについて、「選挙運動者」であった折田氏に対価を支払えば買収罪が成立する可能性が高い（同社は折田氏が代表を務める小規模企業であり、同社への支払は折田氏への支払と同視できる。）

オ 令和6年12月25日に投稿したYahoo!記事【兵庫県知事選挙をめぐる公選法違反問題を、「法律の基本」から考える（2）～選挙運動の対価支払いと買収】（乙8の2）では、公選法の買収罪の基本的事項を解説した上で、上記のような告発時点での公選法違反の嫌疑の根拠と、告発状公開後、兵庫県民から提供された情報・資料に基づいて、嫌疑が一層根拠づけられていることについて詳述したものである。

カ そして、上記記事に続く令和7年1月6日の【兵庫県知事選挙をめぐる公選法違反問題を、「法律の基本」から考える（3）～SNS選挙に対応する法改正】（乙11）では、「本件選挙における適切な捜査と刑事処分は、本件事案の適切な法的処理のみならず、今後の公選法に関しても、重要な意味を持つ」と述べた上、「SNSが公職選挙において極めて重要な手段となった現状に即して、公職選挙法をどのように改正すべきかについて私見」を述べた。

キ 神戸地検には、上記のような告発人側からの情報、資料の提供に加え、その後の捜査の結果もあり、斎藤氏側からメルチュ社側への71万5000円の支払が、SNS運用等の選挙運動の

報酬として供与されたと認める根拠となる資料、情報は相当程度集積されているものと思われる。

しかし、最終的な刑事処分として、この公選法違反事件について起訴が行われるか否かについては、刑事事件特有の問題点をクリアする必要がある。

それは、71万5000円の支払についての斎藤氏側の行為者の特定と犯意の立証の問題である。メルチュ社に対するSNS広報戦略の依頼に、斎藤氏自身が直接関わっていることは、折田氏のnote投稿の内容、そこに掲載された斎藤氏訪問時の写真等から明らかであるが、同市斎藤陣営側からメルチュ社側への選挙運動の報酬支払については、陣営として報酬を支払った事実は認められても、その陣営内部で誰がどのような認識で「選挙運動の対価支払」を行ったのかについて、十分な供述が得られないことも考えられ、それが、起訴の支障となることもあり得る。他にも、ポスター等のデザイン支払の名目で、選挙運動の対価を支払っている買収の事例が少なくない数あって、それらとの処罰の均衡も問題になる可能性がある。

ク ということで、メルチュ社側が行っていたSNS運用等が主体的、裁量的な選挙運動であることは明らかで、斎藤陣営側から、支払われた71万5000円がその対価であったことの証拠は十分だと考えられるものの、買収の主体としての個人の特定についての証拠関係の問題、さらには、現職知事の公選法違反を起訴することのハードルの高さなどからすれば、刑事事件として最終的に起訴に至るか否かについては、予断を許さない、というのが被告の見方である。

(3) TBS報道特集による事件の検証

ア このような兵庫県知事選挙をめぐる公選法違反事件の検証を行ったのが、6月28日放映のTBS報道特集【問われるSNSを使った選挙運動 公職選挙法違反の分かれ目は？ 斎藤氏側の説明に矛盾も…】であった。乙12は、同番組の反訳文である。

イ 同番組では、まず、折田氏のnote投稿の内容を受け、公選法違反の告発が行われたこと、兵庫県警と神戸地検がPR会社の関係先の捜索に乗り出したこと、警察が斎藤知事らを書類送検したことなどを述べた上で、斎藤知事の「公職選挙法に抵触するようなことをしていないという認識でいます」とのコメントを紹介している。

ウ そして、「メルチュ社の行為が機械的な作業だったのかどうか」について、街頭演説中の斎藤氏のすぐ隣りには、スマートフォンを構えるPR会社の社長A氏の姿があること、同社長が、YouTubeで、「広報を全般を、任せていただいております。ポスターを作ったり、ビラを作ったり、SNS運用をやったり、YouTube運営をやったり、選挙って広報の総合格闘技」と発言していたこと、問題発覚後、A氏のnoteには「#さいとう元知事がんばれ」は、A氏が生み出し斎藤氏に提案したとされていることや、メルチュ社の主体性を窺わせる記述が次々と修正されていたこと、斎藤氏がメルチュ社事務所を訪れた際の打合せで斎藤氏が見つめるモニターにもSNS戦略の資料が映し出されていたことなどの事実を指摘している。

エ さらに、斎藤氏がメルチュ社を訪ねた6日後に斎藤氏とB氏（メルチュ社訪問に同行）と面会した上原みなみ神戸市議が、応

援したいとの思いから、動画編集もできると申し出たが、B氏から「SNS監修はメルチュさんをお願いする形になりました」連絡があったとのことだった。

オ 番組では、これらから、一連の行為について、公選法が認める機械的作業であることを疑問視した上、斎藤知事を直撃取材しているが、「法に対応していたという認識に変わりありません。」
「代理人に対応を任せている」として回答を拒絶した。

斎藤氏に代わって代理人の奥見弁護士が取材に応じ、「SNS運用はいずれもPR会社としての活動ではなく、選挙のボランティアの一員としてなされたものです。かつ、社長が主体的裁量的に行ったというものでもありません。むしろ、社長個人とは何の契約もありませんので、報酬支払いの事実もその約束もありません」と従前どおりの説明をしているが、記者の質問に対して、「Xの【公式】さいとう元彦応援アカウント、YouTubeの制作に、メルチュ社が関与してる部分はある。アカウントの取得は（メルチュ社社長の）Aさん個人が行った」と述べて、メルチュ社の関与を認めたり、斎藤氏とB氏がメルチュ社を訪問した際の「SNS戦略のご提案」と読める画面がスクリーンに出されている状況も含め、知事からは全く事情を聴いていないことを認めるなど、その説明には綻びが生じ、斎藤知事側が説明責任を果たしているとは到底言えないことが明らかになった。

そして、VTRの最後で、公職選挙法に詳しい一橋大学の只野雅人教授が、以下のようにコメントしている。

「従来の解釈からすれば、選挙運動をやっているということになってしまう。」

「ただ、問題はそこに対価が支払われてるかどうか。」

「普通に考えるとボランティアでやってるとはなかなか考えにくい。実際どういう形でお金が払われているのか、その証拠がどういう形で残ってるのかにも関わってきます」

「実際その、起訴までもっていくのはなかなか簡単ではないような気はします。」

そして、ネット上の選挙運動費用については、その解釈をめぐって問題になるケースも出ていることに関して、「起訴されればやっぱり相当インパクトはあるとは思いますが」「刑事事件になりかけてるっていうこと、違法性が強く指摘されるっていうこと自体は、一種の警告としては意味があった」と述べた上で、公選法の立法論にも触れ、「少し長い目で見たときに、たとえばその、SNSの運用抜きに選挙運動は成り立たないとすれば、そのことに対する支出をむしろきちんと位置付けるべきではないかとか、当面手当をしていきつつ、中長期的に選挙運動のあり方がどうあるべきかを少し大きな視点で考えていくべきなのかと思います」と締めくくっている。

カ 一橋大学の只野雅人教授（日本学術会議会員）は、選挙制度、議会制度についての著書もある憲法学者である。兵庫県知事選をめぐる問題についても、中立的な立場の専門家として、TBS報道特集にコメントを求められた只野教授は、番組での検証結果に基づき、現行の公職選挙法の下ではメルチュ社が行ったSNS運用が選挙運動に該当する可能性が高いこと、斎藤氏側からへの同社への71万5000円の支払が、公選法違反とされる可能性もあるが、最終的な起訴の判断は、支払に関する証拠関係などのハードルをクリアする必要があるので簡単ではないという見解を示している。「簡単ではない」ということの理由に、

「現職知事の事件」ということも含まれているのであろう。

そして、只野教授は、今回の公選法違反の告発事件と公選法の立法論との関係にも言及し、起訴された場合に大きな影響を生じるのはもちろん、起訴されるかどうかにかかわらず、（告発を発端に）違法性が強く指摘されること自体が、「一種の警告」として意味があったと評価し、SNSの運用抜きに選挙運動は成り立たないとすれば、そのことに対する支出をむしろきちんと（公選法上）位置付けるべきとの立法論を明らかにしている。

このような只野教授の見解は、被告が、昨年末から今年の年初にかけて投稿した上記の2つの記事で述べたことと、概ね方向性が一致するものである。現時点において、起訴の可能性も相応にあるものの、一方で、起訴に向けてのハードルもあると指摘し、いずれにしても、本件告発及びその公表が、公選法という法律の運用や立法論に関しても重要な意味を持つと評価するものである。

（４）刑事告発に関する被告の発信の正当性

ア 原告は、被告が、告発状提出時に上脇教授とともにオンライン記者会見を開いて告発状を公表したことについても非難の対象にしているようだが、斎藤氏は兵庫県知事として強大な権限を有する立場であり、知事職を獲得した選挙に違法の疑いがあるのであるから、告発の理由と根拠を公表して世の中に、特に兵庫県民に知らしめることは当然のことである。

イ メルチュ社は兵庫県から広報・SNS関連の業務を複数受注し、折田氏は兵庫県地方創生戦略委員、兵庫県eスポーツ検討会委員、兵庫県空飛ぶクルマ会議検討委員、県の各種委員会の委

員を務めていたものであり、公職者に準じる立場にあった者である（奥見弁護士が説明しているとおりの折田氏側が無報酬で選挙運動に従事していたとは考えられない。会社としてプレゼンしていた経緯からすると、折田氏個人ではなく、メルチュ社としてSNS運用業務を候補者の斎藤氏側に提供していたことになり、それについて、企業団体献金の違反、選挙運動費用収支報告書への不記載の公選法違反が問題となり、別途告発の対象となることは言うまでもない）。その折田氏は、自ら実名でnote投稿を行い、それが、公職選挙法違反の嫌疑の根拠になっているのであるから、折田氏についても告発の事実を公表することに何ら問題はない。

（５）本件告発に関する原告の言動が不当極まりないものであること

ア 被告の本件告発に関する発信について、「刑事告発に伴う表現行為が、被告発人を犯罪者扱いするもので不当だ」という原告の主張が、全く的外れの言いがかりであることは明らかである。

イ 原告は、YouTube ライブの時点で、告発状が公表されているにもかかわらず、そこに書かれている告発の理由、犯罪の嫌疑の根拠を十分に理解しようとせず、告訴状提出について

「郵送しっぱなしだったら郵送したことをもってニュースにできるじゃないですか。受理されたか、されなかったかすぐには明らかにならないので。だから本人も、これじゃ立件できないって実は思っている可能性はある」（乙６・動画①、乙７の１）

などと、被告がマスコミに騒がせたいだけの目的で受理される見込みのない告発状を郵送で提出したかのような明らかな誹謗中傷発言まで行っており、その後、告発状が受理されても、メル

チュ社に対する強制捜査が行われても、公選法違反の嫌疑の根拠を理解しようとする姿勢は全くなく、被告に対する的外れな批判を繰り返してきたものである。

4 「第1.7」について

(1) 原告は、「弁護士であっても代理人として提訴する場合より、原告本人として提訴する場合の方が、自身の憲法上の裁判を受ける権利を行使する場面なので、当事者として幅広い権利行使が認められるべき」などと述べているが、それは、請求が正当、或いは、それなりに理由がある場合のことである。被告は、本件反訴で弁護士たる原告の提訴自体が不法行為だと主張しているのであり、その際、「代理人として、本人の意向を尊重することはやむを得ない」という言い逃れができない、ということを行っているのであって、「弁護士たる原告本人が訴訟を提起する場合」と「訴訟代理人として提訴する場合」との憲法上の権利の比較をしているのではない。

(2) このように、原告は、「提訴は憲法上の権利であり、いかなる提訴も権利行使として認められる」として提訴の権利を強調しているが、そうであれば、被告が原告に対して反訴することも「権利」であるはずである。ところが、原告は、被告から反訴を提起されて以降、それまで、YouTubeなどで、一応「郷原弁護士」と呼んでいたのを、それ以降、すべて「ゴーハラ」「郷原」と呼び捨てにしている(乙7の2号証、動画タイトル及び反訳文の内容を参照。)

弁護士の大先輩を「呼び捨て」にして見下すような発言をすることは、弁護士としての品位を著しく欠く言動だが、その原因が、自らの提訴に対して不当提訴だとして反訴されたことに対する反発

だとすれば、原告が強調している訴訟提起が憲法上の「権利」であることを、自ら否定するに等しい。

5 「第2」について

- (1) 原告は、「本訴請求額が金30万円である以上、反訴が認容された場合の認容額の上限も金30万円を上回ることはない」趣旨の主張をしている。
- (2) しかし、反訴請求の認容額は、不法行為に該当する本訴提起によって、被告が被った損害（精神的慰謝料）であり、その金額について本訴請求の訴額を上限とする理由はない。
- (3) 被告は、本訴への対応の時間や手間、弁護士費用等に煩わされ、さらに、原告が本訴提起を大々的にXやYouTubeを通じて対外的に公表しており（乙4・動画①、乙5の1参照）、「原告が一切発言していない内容虚偽の発言をSNSで拡散した」という、全く事実無根の言説を本訴提起と共に流布されたことにより、多大な精神的苦痛を受けている。
- (4) よって、本訴提起によって、被告が被った精神的損害は金250万円、これに対応する弁護士費用は金25万円を下回ることはない。

第2 訴訟提起自体が不法行為となる事案の参考判例と本事案の考察

1 事案と判決内容（乙13）

ア 事案

政治団体NHKから国民を守る党に所属していた立川市議会議員（当時）の久保田学氏（以下「久保田氏」という。）について、フリージャーナリストが、「久保田氏が居住実態なく立川

市議会議員選挙に出馬し当選を果たした」という趣旨の記述を含む記事を公開したことが久保田氏の選挙運動を妨害し、同人の社会的評価を低下させたとして、久保田氏が民法709条に基づき同フリージャーナリストに損害賠償請求訴訟を提起した。

一方で、同フリージャーナリストは、①本訴請求における久保田氏の主張が認められないことを承知で、②専ら経済的負担を課すことを目的として本訴提起をした、本訴提起自体を不法行為として反訴提起をした。

イ 判決要旨

(ア)「久保田氏が居住実態なく立川市議会議員選挙に立候補した」とする記事内容について「真実性の有無」について判断されることなく「真実相当性」が認定されたことで、本訴の請求は棄却された（乙12・10頁乃至12頁）。

(イ) 一方で、反訴請求については

- ① 真実相当性を基礎付ける事情（久保田氏が立川市ではないマンションに居住していることを伺わせる発言を動画上で繰り返していること等）に加え
- ② 久保田氏が 訴訟遂行に意欲的ではなかったこと
- ③ 久保田氏が所属する政治団体の代表である立花孝志氏が本訴提起について 「フリージャーナリストに経済的ダメージを与える目的で訴訟提起した」旨を公開されている動画で説明していること

といった事情から、「訴えの提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠く」として反訴請求を認容し、久保田氏に対して、フリージャーナリストへの78万5600円の支払いを命じた（以下「本件地裁判例」という。）。

2 本件地裁判例を踏まえた本事案の考察

ア これまで被告が主張してきた通り、本事案において、原告は、本訴提起にあたって、令和6年12月6日に自身が出演したYouTubeライブ（乙4・動画②、乙5の2）を確認したのか否か判然としないが、仮に、原告が主張するとおり、確認したとすれば、同動画内に本件投稿①及び本件投稿②と同趣旨の発言が動画内に存在することは容易に判断できたはずである。

イ この点について、原告は令和7年7月5日に行ったニコ生ライブにおいて、本訴を提起するにあたり、本件投稿①部分及び本件投稿②部分の元動画となる令和6年12月6日に自身が行ったYouTubeライブ動画（乙4・動画②、乙5の2）の存在を知っていることを前提に「同動画の文字お越しをするのが面倒くさかったから敢えて出さなかった」旨を発言している（乙14）。

上記YouTubeライブ動画を原告が確認していたのであれば、少なくとも被告による本件投稿①部分及び本件投稿②部分に該当する発言が存在していることを原告は認識していたことになる。

ウ まして、原告は弁護士資格を有し、名誉毀損訴訟を専門的に受任している者であり、一般人と比べて、どのような基礎事情があれば真実性又は真実相当性が認められるかを容易に判断できる能力があるので、被告による本件投稿（甲3）について、少なくとも真実相当性が認められることは極めて容易に判断できたはずである。

エ また、原告は、上記YouTubeライブの動画を確認しておきながら、元動画の存在やその反訳文を提出することなく、訴状に

において「実際には一切発言していない」と明言し、元動画にも本件投稿①部分及び本件投稿②部分と評価されうる箇所が一切ないことを前提とし、被告の本件投稿①部分及び本件投稿②部分が「原告の発言の捏造」であることを前提とした極めて不誠実な主張をしている。

上記 YouTube ライブ動画を確認した上で、少なくとも「真実性ないし真実相当性が認められること」は容易に判断できたからこそ、原告はその判断に関連する事実も証拠も一切示すことなく、「そのような発言は一切していない」などと「被告が『原告の発言を捏造した』」かのような単純な構成で提訴したとしか考えられない。

オ そして、原告は、被告からの答弁書や準備書面（１）が提出されるや否や、上記主張から、実質的にその主張内容を大きく変更し、「動画内の原告発言と、本件投稿①部分及び本件投稿②部分は同一性が無い」と主張するに至っている。

カ さらに、原告は、令和６年１２月頃から、被告に対して侮辱的な発信を繰り返している理由について、

「斎藤元彦氏に対する刑事告発が不起訴になった際に、反訴原告（本訴被告）の言説の信用性を一気に落とすことにある」旨の発信をしており（乙３の６）、本訴提起にも同様の目的があることを令和７年６月７日の動画内でも説明している（乙７の２・３頁、４頁）。

被告の斎藤元彦氏らに対する刑事告発が十分な嫌疑に基づくものである上に、公選法の運用・立法をめぐる議論にも資する意義のあるものであることは既述のとおりであるが、これら経緯からすると、原告が「ちょうどいい」（乙７の２・３頁）として

提起した本訴請求の主たる目的が

「正当な刑事告発をした被告の言説の信用性を落とす」

ことにあることは明白である。

キ 以上より、本訴請求が速やかに棄却されるべきであること、
そして、その棄却理由がいかなるものであったとしても、上記
地裁判決の判断との比較からしても、原告の本訴請求提起その
ものが「訴えの提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相
当性を欠く」ものであることは明白である。

以上